

運送事業者に対する行政処分(令和3年6月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和3年6月11日	有限会社晴和商事 (法人番号411000203039) 代表者外山晴章	新潟県長岡市東保内2016-3	本社営業所	新潟県長岡市東保内2016-3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項	令和2年9月17日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条)(6)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)	2	2
一般貨物	令和3年6月17日	株式会社北優建材 (法人番号7230001016544) 代表者土井嘉孝	富山県中新川郡上市町広野2463番地6	本社営業所	富山県中新川郡上市町広野2463番地6	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項	令和3年3月8日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第49条)(2)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)	0	0
一般貨物	令和3年6月24日	有限会社岩下流通 (法人番号5220002013444) 代表者岩下強	石川県能美市鍋谷町二412番地	本社営業所	石川県能美市鍋谷町二412番地1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項	令和2年12月7日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)	4	4
一般貨物	令和3年6月28日	キスモ株式会社 (法人番号9220001002262) 代表者林泰三	石川県金沢市西泉3丁目2番地1	本社営業所	石川県金沢市西泉3丁目2番地1	事業停止(30日間)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第18条第1項及び同条第3項	令和3年1月26日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第18条第1項)(2)運行管理者の解任の未届出、虚偽届出(安全規則第19条)	30	30

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。